

# 国分寺市防犯カメラの設置及び運用に関する条例

## 逐条解説



総務部防災安全課

## 目 次

第1条	目的	2
第2条	定義	2
第3条	基本原則	3
第4条	設置運用基準	4
第5条	届出義務者等の責務	5
第6条	設置者等の責務	7
第7条	目的外利用及び外部提供の制限	8
第8条	映像データの開示	10
第9条	報告	10
第10条	指導及び勧告	11
第11条	公表	11
第12条	苦情への対応	11
第13条	市が設置した防犯カメラに係る 映像データの取扱い	12
第14条	委任	12

## 目的

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所に向けられた防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、防犯カメラの適正な管理を行い、市民等の権利利益を保護するとともに、市民等が安心して安全に暮らし続けられるまちの実現に寄与することを目的とする。

### 1 趣旨

本条は、本条例の内容を要約するとともに、その目的を規定したものです。

### 2 説明

防犯カメラについては、設置が犯罪の予防につながることや犯罪の解決に役立つことなど、その効果は一般に認められており、金融機関、商業施設など様々な施設に設置されています。

しかし、その効果が認知される一方で、防犯カメラにより個人の権利利益が侵害されていると感じる人もおり、その設置や運用については、撮影される人へ十分に配慮する必要があります。

このようなことを背景として、国分寺市では、その有用性を認識しつつ、防犯カメラの設置及び運用に当たっての設置者等の責務を明らかにして、市民等の権利利益の保護を図り、安心して安全に暮らし続けられるまちの実現に寄与することを目的として、国分寺市防犯カメラの設置及び運用に関する条例を制定しました。

## 定義

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 道路、公園、広場その他規則で定める公共の用に供する場所をいう。
- (2) 防犯カメラ 犯罪の予防を目的として、公共の場所を撮影するために固定して設置する映像撮影装置で、映像表示及び映像記録の機能を有するもの（関連機器により当該機能を確保できるものを含む。）をいう。
- (3) 市民等 国分寺市（以下「市」という。）の区域内に住む者若しくは市内で働く者、学ぶ者若しくは公益的な活動を行う個人又は市内に滞在する者若しくは市内を通過する者をいう。
- (4) 映像データ 防犯カメラにより撮影された映像で、記録媒体に記録されたもののうち、当該映像から特定の個人を識別することができるものをいう。

## 1 趣旨

本条は、本条例における用語の定義を規定したものです。

## 2 説明

第1号の「公共の場所」とは、道路、公園、広場の他「規則で定める公共の用に供する場所」をいいます。

「規則で定める公共の用に供する場所」とは、具体的には、駅の通路、市の施設などです。マンション等の共同住宅の内部、店舗・工場の敷地内などを撮影している場合については、この条例の対象になりません。

第2号の「防犯カメラ」とは、犯罪の予防を目的として、継続的に固定して設置する映像撮影装置で、映像表示及び映像記録の機能を有するものであり、関連機器を使用することにより映像表示及び映像記録の機能を確保できるものを含みます。

「関連機器を使用することにより機能を確保できる」とは、現状使用している構成機器の機能によりリアルタイムではなくても映像を表示できる状態になっているものであるということです。表示機能のみを有するカメラ(モニター)については、この条例の対象とはなりませんが、条例の目的に照らして慎重に取り扱う必要があります。映像が記録されない場合は、録画記録が流出したりすることがないので、対象から外しましたが、当然のことながらモニターから知り得た情報をむやみに漏らしてはいけません。

第3号の「市民等」とは、市内に住所を有する通勤、通学、公益的な活動をしている者のほか、公共の場所においては、誰もが防犯カメラに撮影される可能性があることから、一時滞在する者、通過する者を含むこととしています。

第4号の「特定の個人を識別することができるもの」とは、他の情報と照合することにより、当該個人を識別できるものとして、例えば、自動車のナンバープレートといった個人を特定し得るものも含まれます。

## 基本原則

(基本原則)

第3条 防犯カメラを設置し、又は運用するものは、市民等がその容貌又は姿態をみだりに撮影されない自由を有することに鑑み、防犯カメラの設置及び運用に関し、適切な措置を講じなければならない。

## 1 趣旨

本条は、防犯カメラを設置及び運用する上での基本原則について規定したものです。

## 2 説明

「市民等がその容貌又は姿態をみだりに撮影されない自由を有すること」は重要な権利のひとつであることから、公共の場所に向けての防犯カメラの設置及び運用については、特に慎重に取扱わなければならないことを規定しています。

市内には、市民の方々が防犯対策として、様々な防犯カメラを設置しています。防犯カメラの設置者にはこの条例の対象とならない設置者もいます。

「適切な措置」とは、条例の対象となる防犯カメラについては、その設置及び運用に関し第4条以下に規定する責務を遵守し、それ以外の防犯カメラの設置及び運用についてはこの条例の趣旨に照らして相当な取扱いをすることをいいます。

## 設置運用基準

(設置運用基準)

第4条 公共の場所に向けて防犯カメラを設置しようとするもので次に掲げるものは、規則で定めるところにより、防犯カメラの設置及び運用に関する基準（以下「設置運用基準」という。）を定めなければならない。

(1) 市

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体

(3) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合並びにこれらに準ずる団体

(4) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第7条（事業基本計画等の変更）第1項に規定する鉄道事業者

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

2 前項の規定により設置運用基準を定めたもの（市を除く。）は、公共の場所に向けて防犯カメラを設置しようとするときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。当該届出の内容を変更するときも、同様とする。

## 1 趣旨

本条は、防犯カメラを設置しようとするもののうち特定のものについて設置運用基準の策定や市への届出などの責務を規定したものです。

## 2 説明

本条では、設置運用基準の策定や市への届出などの責務を課す対象者を、市（市は、届出の対象から除いています。）、自治会、町内会、商店会、鉄道事業者等としています。

また、規則では、設置運用基準に定めるべき事項やその手続を規定します。

第2号の「地縁による団体」とは、日常生活レベルにおいて、住民相互の連絡等や地域的協働活動を行っていて、一定の区域内に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいい、いわゆる自治会、町内会等がこれに該当します。

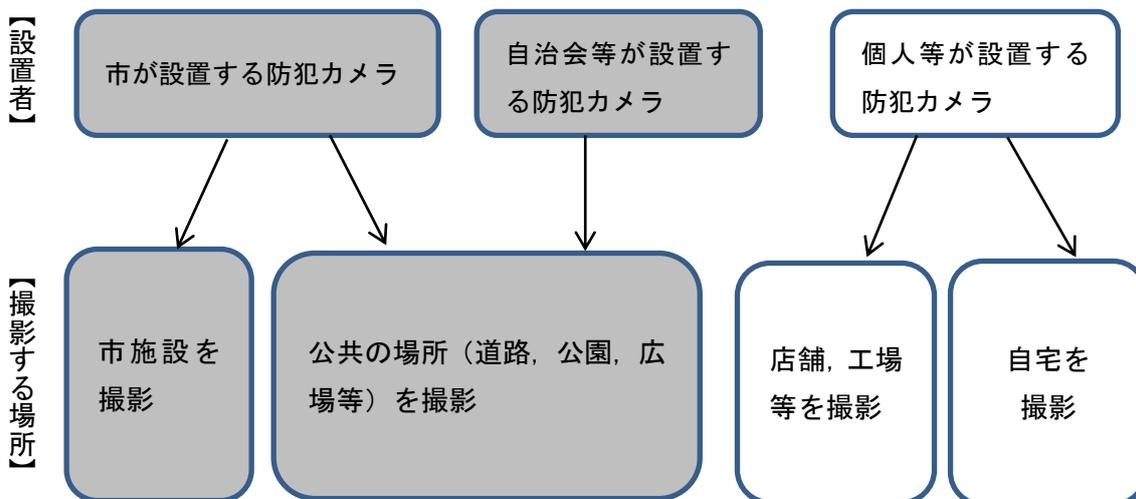
自治会、町内会の他に、集合住宅にお住まいの方のなかには、マンション管理組合が組織されている場合がありますが、これがただちに地縁による団体となるわけではありません。

管理組合が、住民相互の連絡等や地域的協働活動を行うなどして「地縁による団体」に該当すれば設置運用基準を市へ届け出る必要があります。

第3号の「準ずる団体」とは、商店会のうち商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく法人格を付与された団体以外の団体を想定しています。

第5号の「規則で定めるもの」とは、自主防犯活動団体等を想定しています。

○本条例に該当する防犯カメラについて（※網掛け部分が該当）



## 届出義務者等の責務

(届出義務者等の責務)

第5条 前条第2項の規定による届出の義務のあるもの及び市（以下「届出義務者等」という。）は、防犯カメラを設置するに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置台数をこの条例の目的に照らして必要最小限の台数とすること。
  - (2) 防犯カメラの撮影対象区域を明確にし、かつ、必要最小限の範囲とすること。
  - (3) 防犯カメラの管理及び運用を適正に行わせるために、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くこと。
  - (4) 防犯カメラの運用に関する業務を外部に委託する場合は、この条例に規定する防犯カメラの運用に関する責務を受託者に遵守させること。
- 2 届出義務者等で防犯カメラを設置したもの（以下「設置者」という。）は、撮影対象区域内又はその周辺の見やすい場所に防犯カメラを設置している旨、その名称その他規則で定める事項を表示しなければならない。
- 3 設置者（市を除く。第9条、第10条第1項及び第12条第2項において同じ。）は、防犯カメラを廃止するときは、その旨を市長に届け出なければならない。

## 2 説明

### 第1項について

第1号と第2号の防犯カメラの設置台数や撮影の範囲については、設置目的を達成するため必要最小限の範囲にとどめ、必要以上に拡大しないようにします。これは、撮影される人の権利利益を侵害しないようにするため、十分な配慮が必要であることから、カメラの設置台数、撮影範囲などに制限を設けるものです。

例えば、撮影範囲の不要な重複を避け、必要以上に広範囲の撮影を行わないようにすることが考えられます。

設置者は、防犯カメラの適正な管理及び運用を図らなければなりません。第3号では、設置者は、防犯カメラの管理及び運用に係る責任者（「管理責任者」といいます。）を設置することとしました。管理責任者とは、設置者の組織における警備責任者など、防犯上必要な業務を適切に遂行できる地位にあり、防犯カメラの管理及び運用を行う者をいいます。

第4号では、設置者が防犯カメラの管理及び運用について、第三者に委託して行わせる場合には、受託者に対してもこの条例の規定を遵守させることを定めています。

### 第2項について

防犯カメラを設置する際には、目的に照らし設置する場所と撮影範囲等について十分検討し、設置者は撮影対象区域内又はその周辺の見やすい場所に防犯カメラを

設置している旨及び設置者の名称を分かりやすく表示するものとします。

「規則で定める事項」とは、防犯カメラの設置目的及び設置者の連絡先を想定しています。

第3項について

防犯カメラを廃止するときの手続きについて規定しています。

なお、市が設置する防犯カメラについては、廃止の手続きの対象から除いています。また、第9条、第10条第1項及び第12条第2項についても対象から除いています。

## 設置者等の責務

(設置者等の責務)

第6条 設置者、管理責任者及び防犯カメラを取り扱う者（以下「設置者等」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 設置運用基準を遵守し、防犯カメラの運用を適正に行うこと。
- (2) 映像データから知り得た市民等の情報を他に漏らさないこと。設置者等でなくなった後も、同様とする。
- (3) 映像データを撮影時の原状により保管するものとし、複製、編集又は加工をしないこと。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- (4) 映像データの表示又は保管をする場合において、通信回線と接続している電子計算機を使用しているときは、安全対策の措置を講ずること。
- (5) 記録媒体を保管するときは、施錠することができる保管庫に保管する等盗難及び紛失の防止のために万全の措置を講ずること。
- (6) 映像データについて、規則で定めるところにより、業務内容に応じて適当と認められる保管期間を定めるとともに、保管期間が経過した後は、速やかに消去すること。
- (7) 記録媒体を廃棄するときは、粉砕、溶解その他適切な方法を用いることにより、記録媒体からの映像データの再生ができない状態にすること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、映像データ及び記録媒体について、盗用、改ざん、滅失、毀損、漏えいその他の事故が生じないように必要な措置を講ずること。

### 1 趣旨

本条は、防犯カメラの運用について、設置者等の責務を規定したものです。

### 2 説明

映像データには多数の市民等の情報が含まれており、当該映像データから知り得た市民等の情報の漏えいがあるとはならないことから、映像データの取扱いについ

ては慎重な対応を図らなければなりません。また、記録媒体の小型化や記録容量の増大、映像のデジタル化、ネットワークの多様化などが進んでおり、映像データの持ち出しや複製が容易な状況になっていることから、映像データ及び記録媒体については、個々の状況に応じて、厳重な取扱いをしなければなりません。

#### 第3号について

「正当な理由」とは、例えば第8条の映像データの開示の際に行う、当該映像データの必要と認められる範囲の合理的な方法による加工 を行うことが考えられます。

#### 第6号について

本号は、設置団体が業務として様々な種類の事業や活動を行っていることから、その内容に応じた映像データの保管期間を定め、当該期間を経過したときは、消去しなければならない旨を定めたものです。

また、業務内容とは、設置団体の事業、商売などに関して、日常継続して行う仕事であり、自治会・町内会・商店会の業務内容としては、会の運営に関する事項が考えられます。

## 目的外利用及び外部提供の制限

(目的外利用及び外部提供の制限)

第7条 設置者は、映像データを防犯カメラの設置目的以外に利用すること（以下「目的外利用」という。）又は第三者に提供すること（以下「外部提供」という。）をしてはならない。

2 設置者は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、目的外利用又は外部提供をすることができる。

- (1) 映像データから識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意があるとき。
- (2) 法令に定めがあるとき。
- (3) 市民等の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

3 設置者は、前項の規定により外部提供をするときは、外部提供を受けるものに対し、外部提供に係る映像データについて、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又は漏えいの防止その他の映像データの適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

### 1 趣旨

本条は、映像データの目的外利用及び外部提供の取扱いについての制限を規定したものです。

## 2 説明

### 第1項・第2項について

映像データには多くの個人情報が含まれていることから、その取扱いは慎重を期すべきであり、設置者は、原則として、映像データについて目的の範囲を超えた利用（「目的外利用」といいます。）や第三者に提供（「外部提供」といいます。）をしてはいけません。

ただし、以下の3つの場合に限り、例外的に目的外利用又は外部提供ができることとします。

#### (1) 本人の同意があるとき。

この場合は、目的外利用又は外部提供するときについて、本人の同意を得ているときをいいます。

#### (2) 法令に定めがあるとき。

この場合は、法律、政令、省令により、目的外利用ができることの定めがある場合をいいます。例えば、裁判官が発付する令状に基づく場合又は裁判所からの文書提出命令（民事訴訟法第223条）、弁護士法第23条の2第2項による照会、刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査に関する照会に基づく場合が想定されますが、それが任意事項か、強制規定であるか、何人でも請求できるものであるかなど十分考慮したうえで慎重に取り扱うこととします。

#### (3) 市民等の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

この場合は、災害、消防、救助活動など緊急事態が発生し、市民等の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急やむを得ないと認められる場合をいいます。例えば、行方不明者（警察に届出があった者をいいます。）の安否確認や災害発生時の被害状況の情報提供を行う場合が考えられます。

### 第3項について

本項は、外部提供をするときは、設置者が外部提供を受けるものに対し、外部提供に係る映像データについて、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めることとしたものです。「その他必要な制限」とは、映像データの取扱者の限定、利用後の廃棄・返却方法、第三者への再提供の制限等をいいます。

## 参照条文

### ○民事訴訟法

(文書提出命令等)

第223条 裁判所は、文書提出命令の申立てを理由があると認めるときは、決定で、文書の所持者に対し、その提出を命ずる。この場合において、文書に取り調べる必要がないと認める部分又は提出の義務があると認めることができない部分があるときは、その部分を除いて、提出を命ずることができる。

### ○弁護士法

(報告の請求)

第23条の2 弁護士は、受任している事件について、所属弁護士会に対し、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることを申し出ることができる。申出があつた場合において、当該弁護士会は、その申出が適当でないと認めるときは、これを拒絶することができる。

2 弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

### ○刑事訴訟法

第197条 捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定めのある場合でなければ、これを行うことができない。

② 捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

## 映像データの開示

(映像データの開示)

第8条 設置者は、本人から自己の映像データの開示を求められたときは、本人に対し、必要と認められる範囲内で合理的な方法により、当該映像データを開示するよう配慮しなければならない。

### 1 趣旨

本条は、本人からの自己データの開示について規定したものです。

### 2 説明

設置者は、本人から自己の映像データの開示請求があつた場合は、本人以外の者の権利利益を侵害しない範囲で、開示に配慮しなければなりません。

また、「必要と認められる範囲内で合理的な方法により」とは、開示請求の対象となる映像データに本人以外の者が写っている場合にマスキングなどの処理を行うこと等が考えられます。

## 報告

(報告)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、設置者に対し、その管理する防犯カメラの設置及び運用について報告を求めることができる。

### 1 趣旨

本条は、設置者からの報告について規定したものです。

### 2 説明

市長は、必要に応じて（例えば、この条例の趣旨に反して不必要と思われる防犯カメラの設定や公共の場所に向けられて設置されていない情報がよせられた場合などをいいます。）設置者に対し、防犯カメラの設置及び運用について報告を求めることができます。

## 指導及び勧告・公表

(指導及び勧告)

第10条 市長は、第4条から第7条までの規定に違反する行為があると認めるときは、設置者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置を採るべき旨の指導をすることができる。

2 市長は、前項の規定による指導に従わないものに対し、期限を定めて、当該指導に従うよう勧告することができる。

(公表)

第11条 市長は、前条第2項の規定による勧告をした場合において、同項の期限内にその勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、前条第2項の規定による勧告を受けたものに意見を述べる機会を与えなければならない。

### 1 趣旨

第10条及び第11条は、違反行為に関する市の対応について規定しています。指導、勧告、公表の制度を設けることにより、適切な設置及び運用を図るものです。

### 2 説明

市長は、違反行為が確認できた場合には、違反行為を是正し、適切な設置及び運用を行うよう指導することができます。また、この指導に従わない場合は、勧告を行い、さらに従わない場合は、その事実を市民等に情報提供するため、市報や市ホ

ホームページ等で公表することができることを規定しています。なお、公表する場合には、事前に意見陳述の機会を設けることとしています。

このことにより、違反行為に適切に対処し、市民等の権利利益の保護を図ります。また、規則では、公表をする項目、手続等について規定します。

## 苦情への対応

(苦情への対応)

第12条 設置者は、当該防犯カメラの設置又は運用について市民等から苦情があったときは、速やかに適切な対応をしなければならない。

2 市民等は、設置者が、前項の規定による苦情について適切な対応をしなかったときは、市長に対し、苦情を申し出ることができる。

3 市長は、前項の規定による苦情の申出を受けたときは、速やかに適切な対応に努めなければならない。

### 1 趣旨

本条は、市民等からの防犯カメラの設置及び運用に関する苦情の対応について規定しています。

### 2 説明

市民等からの苦情については、まず設置者が適切に対処することとしています。また、市長としても、市民等の権利利益の保護を図るため、設置者が苦情に対し、適切に対応しない場合は、市民等は、市に対しても苦情の申出ができることとしています。その場合、市長は、事実の確認に努め、当該苦情の趣旨に理由があると認めるときは、速やかに適切な対応に努めることとしています。

## 市が設置した防犯カメラに係る映像データの取扱い

(市が設置した防犯カメラに係る映像データの取扱い)

第13条 市が設置した防犯カメラに係る映像データの取扱いについては、第7条及び第8条の規定にかかわらず、国分寺市個人情報保護条例（平成11年条例第34号）の定めるところによる。

### 1 趣旨

本条は、市が設置した防犯カメラの映像データの取扱いについて規定しています。

### 2 説明

市が設置した防犯カメラの映像データについては、市の保有する個人情報として

国分寺市個人情報保護条例が適用されることにより適正な取扱いを行うこととなります。

## 委任

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

### 1 趣旨

本条は、本条例に規定されている事項の他に、本条例の施行に関し必要な事項がある場合には、別に定めることを規定したものです。

国分寺市防犯カメラの設置及び運用に関する条例

逐条解説

平成 27 年(2015 年)11 月 (初版)

編集・発行 / 国分寺市総務部防災安全課

国分寺市戸倉一丁目6番地1

電話: 042-325-0111(代表)